令和3年度

倉敷市金融機関連携型 中小企業支援事業費補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会経済の変化に対応するべく、金融機関の伴走支援を受けて市内中小企業者が行う持続的な成長に向けた取組にかかる経費の一部を支援します。

補助の対象者

倉敷市内の中小企業者

①倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主
②倉敷市内に主たる事業所※を有する会社
※本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所

補助の上限額

100万円

【補助率】補助対象経費の3分の2
（1事業者1回のみ）

補助対象事業	デジタル化推進事業	**生産性の向上のためのAI、IoT又はロボット（RPA含む）の導入** 【対象経費】機械装置、ソフトウェアの購入又は借用に要する費用
	事業承継事業	**自社の事業承継のための価値算定又は売却に係る仲介の委託** 【対象経費】価値の算定又は売却のための仲介の委託に要する費用
	海外販路開拓事業	**次に掲げる取組のうち、2つ以上を実施するもの** **①外国における販路の開拓のための市場調査** 【対象経費】市場調査に要する委託費 **②外国向け出店型ＥＣ（電子商取引）サイトの利用** 【対象経費】初期登録費、月額利用料（6か月を限度）、出店するECサイトの補助事業者に係るページの制作に係る委託費 **③外国で開催される展示会への出展** 【対象経費】会場費（小間料）、会場設営費、通訳料、広告宣伝費 **④外国における企画展の開催** 【対象経費】会場費（借上料）、会場設営費、通訳料、広告宣伝費

書類審査を行い、採択・不採択を決定します。
金融機関に事前相談の上、事業計画書をご提出ください。

事業計画書受付期間

令和３年６月１日(火)～
7月30日(金) 必着

事業計画書の提出など、詳しくは裏面をご確認ください。

【問合せ先】 倉敷市文化産業局 商工労働部 商工課
〒710-8565 倉敷市西中新田 640番地　TEL 086-426-3405
E-mail：cmind@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市金融機関連携補助金

事業計画書の作成について

1．金融機関への事前相談

事業実施には、金融機関からの伴走支援（助言等）が必要です。
事前に**実施しようとする事業への支援が受けられるかどうかの確認**をお願いします。

＜支援金融機関＞ ※市制度融資取扱金融機関
●中国銀行●広島銀行●百十四銀行●トマト銀行●山陰合同銀行●もみじ銀行●香川銀行
●伊予銀行●水島信用金庫●玉島信用金庫●吉備信用金庫●おかやま信用金庫●笠岡信用組合
※上記金融機関が対応いただける場合は、市外の支店による支援も可

2．事業計画書の作成・提出

事業計画書は、金融機関の助言を受けて、自ら主体的に作成してください。
（内容等を申請者にヒヤリングを行う場合があります）

提出書類

※市商工課まで郵送するか、直接窓口に持参してください。

＜３事業共通＞
①事業計画書　②金融機関支援表明書　③市税納税証明書
④履歴事項全部証明書（法人のみ）　⑤住民票（個人事業主のみ）
⑥企業概要資料（会社パンフレット等）　⑦直近の決算関係書類の写し
⑧対象経費の見積書（写し可）

●上記に加えて、該当する事業別に以下の書類を提出してください。
➢デジタル化推進事業
機械装置、ソフトウェアの内容が分かる資料（カタログ等）
➢事業承継事業
売却仲介委託の内容が分かる資料（契約書雛形、マッチングサービスカタログ等）
➢海外販路開拓事業
ECサイト、展示会の内容が分かる資料（カタログ、募集要項等）

事業計画書様式は商工課ＨＰに掲載しています。
各書類の提出部数等、手続きの詳細は商工課ＨＰに掲載の手引きでご確認ください。

（参考）補助金交付の流れ